

## 令和4年度 授業運営について

新型コロナウイルス感染症に対しては、本学では、「新型コロナウイルス感染予防の方針」を設け、大学全体・活動区分の管理レベルを設け、学内における感染のリスクを極力抑えながら対応を行っています。

令和4年度の授業運営に関して、授業実施の方針、新型コロナウイルス感染予防、非対面方式での授業、学生の学習支援、感染症に罹患した場合等を基本事項として対応を行っていきます。また、学生・教職員に感染者が確認された場合は、二次感染等を防ぐため、すみやかにキャンパス内での活動停止範囲を判断し、保健所の指示及び助言のもと、必要な措置を講じることにしています。

さらに、この基本事項は学期の途中であっても今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、適切に見直しを進めることにしています。

### Ⅰ 令和4年度の授業実施の方針

令和4年度の各授業科目の実施方法は、十分な感染対策を講じた上で、原則、対面授業とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、対面授業と非対面授業の併用、非対面授業のみ等によっても授業を実施する。

- ①学内における感染防止策を徹底し、対面授業を可能な限り実施する。
- ②対面授業を補完するものとして、非対面授業（「双方向型の遠隔授業」や「授業課題研究」）も、取り入れる。
- ③教室の収容定員に対する受講者数（実際に教室にいる学生数）の割合を概ね1/2以下とする。  
ただし、3人掛け机がある教室で真ん中の席を空けて利用できる場合やコンピュータ室（1A・1B、2A・2B）は、1/2以上でも利用できるようにする。
- ④教室の収容定員を超過する一部の科目については、2つの教室を使用した分散授業を実施する。
- ⑤1年生に対しては、教育的観点から対面で教員とコミュニケーションを図る機会を設ける。
- ⑥対面授業以外で実施する場合の詳細は、オリエンテーションガイダンス、in Campusで周知する。
- ⑦全ての授業は、令和4年度学事暦どおり行うが、休校措置や新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置等から変更する場合がある。

## 2 新型コロナウイルス感染予防

学生及び教職員は、マスク着用、手洗い、うがい、「3密」回避などの基本的な感染防止対策を日常生活でも徹底し、キャンパス内における新型コロナウイルス感染予防と蔓延の防止を努める。

### (1) 教職員、学生が徹底すべきこと

#### ① 日常生活での感染症予防対策

- ・「マスクの着用」、「手洗いや手指消毒」、「ソーシャルディスタンス」、「三密を避ける」、「咳エチケットの徹底」、「毎日の健康観察」など、『新しい生活様式』を実践し、「他の人からうつらない・他の人にうつさない」ように、感染拡大予防のための取組みを最大限講じるよう心掛ける。
- ・政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が「感染リスクが高まる5つの場面」として挙げている「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」について、十分に注意し、キャンパス内外を問わず、感染リスクの回避に努める。
- ・厚生労働省から発表された新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）をスマートフォンにインストールしてセットアップすることを推奨する。
- ・毎日、検温を行うとともに、自分の1日の行動記録、授業等に出席した時、昼食時、アクセスポイント利用等、登校中の着席場所を必ず記録する。（確認を求める場合がある。）

#### ② 体調管理

- ・大学に登校する前に、自宅等で検温し、健康状態を確認する。「新型コロナウイルス感染症拡大防止の行動記録（学生用）」を利用する。
- ・発熱等、風邪の症状がある場合は無理せず欠席し、外出を控えて自宅で休養して、症状を経時的に記録する。欠席した際には、翌週の授業時に担当教員に欠席届を提出し、必要な指示を受ける。
- ・自身の体調管理を徹底し、少しでも体調に異変を感じた場合には外出を控えること。
- ・医療機関からの指導等により PCR 検査及び抗原検査を受ける場合は、必ず保健室に連絡し、結果を報告すること。

#### ③ マスクの着用

- ・マスクは必ず着用し、教室など近くに人がいる屋内ではマスクを外さない。ただし、熱中症などの健康被害の恐れがあると判断した場合は、他者との距離に十分配慮したうえでマスクを外すなど予防に努める。
- ・特別な理由がないかぎり必ずマスクを着用する。飲食時であっても、会話の際にはマスクを着用することを徹底する。
- ・正しいマスクの着用を徹底する。
- ・「不織布マスク」の使用を推奨する。手を拭くタオル、ハンカチを各自持参する。

## (2) 授業実施に伴う対策

---

### ① 基本的な行動ガイドライン

- ・マスク着用のルール：建物内においては常時着用（特に廊下、エレベータ、階段等の共用部分や複数の人が同時にいる部屋等）する。屋外は、熱中症対策として、対人距離が確保できる場合はマスクを着用する必要は無いが、会話する時や 近接する場合、人が多い状況（食堂近辺等）ではお互いが着用する。
- ・手洗いの励行：エタノール消毒剤等による手指消毒を行う。
- ・食事時の感染拡大防止：食事の際は、対面での着座を避け、可能な限り同じ方向に座る。食事中の会話は控え、食堂混雑の緩和のために必要最低限の時間で退出する。

### ② 授業実施に伴う対策

---

- ・教員は、授業開始時に出席者を確認し、可能な限り学生の身体的距離を確保した座席配置を工夫する。
- ・間近で会話や発声をする密接場面を作らないよう努める。
- ・教室の入り口のドアや窓を開放して、換気を行う。
- ・実験、実習等に係る科目が通常の教室とは異なる環境下で行われる場合にも、上記条件に準じた環境を確保するなど、所要の感染防止対策を講じる。
- ・大学では、多くの学生等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を消毒、各建物に消毒液を設置する。

## (3) 学生が特に注意すること

---

### ① 授業受講時の注意点

---

- ・大学到着時、教室移動時、授業後、休憩時間、食事前などは、手指消毒をこまめに行う。
- ・授業は分散して着席し（座席は1席以上空ける）、着席したら、自身の着席場所を記録する（メモ、写真）。
- ・教室の出入口、窓は常時開放することがあるため、体温調節できる服装とする。
- ・友人と会話したい気持ちを抑えて、密集は控える。

### ② 通学サポートバスと学生食堂

---

- ・通学サポートバスを利用する際には、座席に注意し、できるだけ窓を開けるなど換気に注意する。なお、乗車時には検温を行う。
- ・昼食の前後に手洗い・手指消毒をし、対面にならないように座り、できる限り会話を控える。
- ・対面での食事や会話をしないようにする。
- ・学生食堂では、密集は控えて着席し、グループでの会話や活動は禁止、私語を控える。特に、11:30～13:30は、食事で利用する人のみとする。
- ・5号館ホールを利用する場合は、各自が1m以上離れて使用する。

### 3 大学業務継続の重要性

#### (1) 感染症予防対策の遵守

学内で罹患者が発生した場合、業務停止、学内施設や大学全体の閉鎖を避けること目的に、濃厚接触者と判定される者を限定する。このため、感染症予防対策の遵守は、学生・教職員等全ての構成員に対し、強く求める。

- ・授業時にマスク非着用の学生がいる場合は、直ちにマスク着用を指導する。
- ・授業時は、マスク着用の上、マイク等を積極的に利用し、大声をださないようにする。

### 4 非対面方式での授業

#### (1) 非対面授業

学則第12条の2の第2項及び大学院学則第7条の2の第2項等で定める「非対面授業（多様なメディアを高度に利用して行う授業）」は、基本的には対面授業の補完的なものとして位置付ける。事態の推移によっては、授業の一部または全てを非対面授業とする場合もある。学生は、原則として、時間割上での指定時間に授業を受講し、教員はその時間帯等に質疑に回答できるようにする。

- ①非対面授業の必要性に関して、学部・研究科で異なるため、全学部で同様、大学横並びで考えるのではなく、学部・研究科単位で対応を検討し、実施する。
- ②授業課題研究を中心とした非対面授業の場合、in Campus 経由で教材を提供し、一定期間内で課題提出や質問の受付及び回答、in Campus 上のディスカッションを利用して、学生間の意見交換ができるようにする。
- ③非対面授業の資料は、in Campus 上に保存し、履修者のみに公開し、授業を受ける権利がない者への公開は、避ける。また、in Campus に掲載した資料は、一定時間を過ぎたら削除する。
- ④非対面授業においても、学生と教員との意見交換を行う機会は、授業毎に確保する。
- ⑤通信量（データ量）が極力小さくなるように工夫する。

#### (2) 非対面授業のシラバス

非対面授業では、当初予定と異なる方法で授業を進めるが、既にシラバスにて公開している「到達目標」に向け、単位相当分の学習時間を確保した授業計画とする。また、シラバスと異なる授業計画（対面の時と異なる部分）等を学生に示す場合には、当該授業内で説明する。

- ①非対面授業の実施は、シラバスに記載している到達目標、単位の修得に必要な学習時間を確保することを念頭に行う。
- ②非対面授業の学習時間は、1コマ（90分）の授業時間を想定し、1コマあたりの学習目標を掲げ、授業を準備する。
- ③非対面授業による評価方法、受講（出席確認）の確認方法、設問解答、添削指導、質疑応答、到達度の確認等の方法は、授業担当者毎に判断し、授業開始時に学生へ説明する。

- ④授業担当教員は、時間割上の授業時間帯、学生からの質疑を受けられる環境を確保する。
- ⑤非対面授業において教科書や教材を活用する場合、教科書を読むに当たっての留意点、必要な視点・観点を示す等の工夫を行う。
- ⑥成績評価は、学則や学生便覧等のルールを守り、教育課程や教職課程、その他資格課程等毎に、授業担当教員の責任の下で適切な成績評価を行う。

### (3) 「非対面授業」の学生への指示

---

- ・授業担当者から学生への授業指示は、学生の学習環境を考慮し、「in Campus」で周知する。

### (4) 学習用パソコンの推奨について

---

- ・本学では、対面授業を原則としているが、新型コロナウイルス感染症の状況等に応じて非対面方式での授業を実施する場合もある。このため学生には、学習用パソコンを所持することを推奨している。
- ・非対面方式での授業実施では、受講に必要なパソコン等の機器及びインターネット環境は、各自で整えるよう依頼している。
- ・キャンパス内でオンライン授業を受講する際には、大学のWi-Fiを無償で使用できるが、感染状況によっては、入構できなくなる場合もある。

### (5) 著作物

---

著作権法第35条では、授業教材を送信する対象は「授業を受ける者」のみであることと限定されている。著作物を利用して「非対面授業」を行う際には、履修者のみ閲覧できるように工夫が必要となる。出典の明示などについても、失念のないように留意する。

### (6) 「非対面授業」の実施補足事項

---

- ・履修者が確定となる当面の間、学生には授業内容や方法等の必要な情報を提示する。
- ・学生に課題を指示する際には、期限を正確に伝える。
- ・学生の学習状況、進捗状況を常に把握して課題を準備する。
- ・教科書については、学生が購入する環境を準備しているが、注文から入手までの期間については、従来よりも遅くなる（例えば、数週間）ことを想定しておく。
- ・学生の履修登録・履修修正が完了するまでの間、授業等の情報の配信については、柔軟な対応をお願いします。
- ・この他に、学習効果が高い非対面授業を実施する際には、学生の学習環境を考慮し、教務委員会等で判断した後、実施する。

## 5 学生の学習支援

- ・学生の学習環境の改善、学内での自習学習等は、感染症対策を考慮して、学長・学部長や研究科長の下で、迅速に対策を講じて、学習環境の向上に努める。
- ・学生に対する支援・相談窓口を明示し、研究室やゼミ活動の充実を図り、居場所づくりを心がけ、学生への情報提供の一元化を図る。

## 6 支援体制

- ・学生と教員からの問い合わせに応じるため、事務部事務課においても情報管理を一元化する。
- ・非常勤講師には、所管する委員会等の長の下、専任教員による世話人を付け、支援する。
- ・教職課程や資格課程の授業は、所管委員会と学科の協力体制の下で、調整する。

## 7 感染症に罹患等した場合

感染症に罹患した場合や、感染者との濃厚接触者となった場合は、「学生が新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について（3/23）」の「出席停止（4）」のとおりとする。

出席停止により欠席した授業科目については、学生の不利益とならないよう、レポート課題等の代替措置を講じるなど、適切な配慮を行うこと。

以 上

### 新型コロナウイルスのワクチン接種

本学では、正常なキャンパス環境を取り戻すための方策として、学生・教職員の皆さんが、積極的にワクチン接種することを期待しています。ワクチン接種により、学生・教職員等の健康と安全を守り、安心してキャンパスでの対面授業、研究活動が行える環境を維持していくことを目指します。また、持病などがありワクチン接種に不安のある方は、かかりつけ医等と相談の上、接種するかどうか検討してください。ワクチン接種は希望に基づくもので、義務ではありません。なお、接種しない学生が不利益を受けたりすることはありません。

学生の皆さんが再びキャンパスに集い、充実した大学生活を送ることができる日が少しでも早くなるよう、大学として、できる限りの取組みを行ってまいりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。